

令和5年度

第4回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月7日(水)午前10時00分
場 所 豊後高田市役所高田庁舎
本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 隼	○
4	川野元憲司	×	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 10名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 岩坂信也委員
尾上慎一委員 田中健市委員 平田富和委員 板井伸博委員 秋成淳委員

事務局職員 4名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英
香々地分室長 船木靖幸

会議に付した事件

- 議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（前回保留分）
- 議案第13号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（前回保留分）
- 議案第19号 農用法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第20号 農用法第4条の規定による許可申請について
- 議案第21号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について（賃借権設定）
- 議案第23号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第24号 非農地証明願について
- 議案第25号 農用法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

その他の事項

開会 午前10時00分

局長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、令和5年度第4回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>昨今は長雨が続き、気象庁も梅雨明け宣言が出来ず、他市町村は被害が甚大な状況下でございます。幸いなことに、当市では大きな被害の報告はありませんでした。</p> <p>それから、任期中一度も研修会が開催できませんでしたが、今回、7月20日、宮崎に計画しておりますが、長い委員生活の中に、一度は我が地ではなく、他施設での見聞を広め、明日からの農業振興に努めることも大事ではなかろうかと思います。</p> <p>それから、後程事務局から連絡があると思いますが、暑い時期、毎年耕作放棄地の調査をお願い致しますが宜しくお願ひいたします。</p> <p>ただいまから、令和5年度第4回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
事務局	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、5番：中野正年委員及び6番：神田三重子委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は举手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>まず、前回保留をしていました議案より審議を行います。</p> <p>議案第12号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。事務局から前回からの経過を報告いたします。</p> <p>議案第12号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求める。それでは、1ページです。</p> <p>申請番号29番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が2,743m²、</p>

渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

6月25日に地元の公民館で、[]さんが当該農地に建てる予定のハウスについての説明会を開催し、参加された皆様の了解は得られたとの報告を受けております。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

事務局の報告によれば、地元の説明会を開き、地域の理解はいただいたとの事ですが、この件について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。地元の委員さんいかがでしょうか。

(ありませんの声)

議長

ほかにありませんか。ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。

次に、前回保留していました議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請についての審議を行います。

それでは、事務局から前回からの経過を報告いたします。

事務局

議案第13号、申請番号6番、所在が[]字[]番地[]の畠、414m²について、ドローンスクールの事業の詳しい内訳、詳しい事業内容について申請者である[]さんの方に、確認を致しました。

まず、ドローンの大きさですが、2種類を予定しています。1つはカメラの撮影に使われるタイプの産業用ドローンで、35cm×28cmで1kg程度です。もう1つは、農薬散布に使われる農業用ドローンで、150cm×150cmで10kg程度です。

飛行範囲についてですが、敷地の中だけで、外に出ることはなく、主としてドローンの点検と動作確認を行うということで、訓練については、真玉グランドを利用する計画です。

また、申請地の隣の両親が住む実家のほうで、学科試験の座学講習を行う予定です。また、飛行高度についてですが、敷地内で2メートル程度の高さでの飛行を予定しており、点検、動作確認をするための短時間のみの使用となります。また、航空法で、日の出から日没までしか飛行できないため、夜に飛ばすことはありません。

騒音については、プロペラの風切り音はしますが、モーターなので、草刈

	<p>り機と比較しても小さいものと考えています。そのため、今のところ近隣住民への説明会は考えていません。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>事務局による報告によれば、ドローンの規模や利用範囲、騒音については問題ないとの事ですし、隣接地は、申請者の親で、近隣との問題もないとの事ですが、この件について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	(ありませんの声)
議長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。
	次に、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。
	それでは、事務局から提案します。
事務局	<p>議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、3 ページからです。</p> <p>申請番号 34 番、所在が [] 字 [] 番、地目は田、面積が 3,351 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。</p> <p>申請番号 35 番、所在が [] 字 [] 番、地目は畠、面積が 4,736 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。</p> <p>申請番号 36 番、所在が [] 字 [] 番、地目は畠、合計面積が 85 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。</p> <p>申請番号 37 番、所在が [] 字 [] 番外、計 [] 筆で、地目は畠及び田、合計面積が 2,145 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で隣接空き家とともに購入するものです。</p> <p>申請番号 38 番、所在が [] 字 [] 番、地目は田、面積が 387 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。</p> <p>申請番号 39 番、所在が [] 字 [] 番、地目は田、面積が 1,105 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小で、受人が新規就農で隣接空き家</p>

	とともに購入するものです。
	以上、申請案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。
	次に、議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請についての審議を行います。
	それでは、事務局から提案します。
事務局	農地法第4条の規定による農地転用について、次のとおり、許可申請があつたので意見を求めます。議案書の5ページからをご覧ください。
	申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]で地目が畠、面積が486m ² の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は、第2種農地です。
	転用目的は駐車場地です。
	[REDACTED]庁舎の北北東、約[REDACTED]mの場所に位置し、西が申請者の父親名義の[REDACTED]、北が[REDACTED]及び[REDACTED]、東が[REDACTED]を挟んで[REDACTED]、南が[REDACTED]を挟んで[REDACTED]に接しています。
	利用計画についてですが、申請地に駐車場を整備したいとのことです。
	盛土はせず現状のまま整地し、固まる碎石を敷くとのことで、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。そのため、周囲の営農に問題はありません。
	申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。
	農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。
	転用に要する費用は、工事費として[REDACTED]円を見込んでおり、費用額を超える残高が記載された通帳の写しが添付されています。
	工事期間は、許可日から令和5年10月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。
	許可基準は、運用通知の第2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅そ

	の他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。 以上、提案します。
議長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号1番につきまして、板井伸博推進委員からお願ひします。
板井伸博 推進委員	この件につきまして、去る6月22日に事務局、友延委員と私とで現地確認を行いました。 内容については、事務局からの説明のとおりで、特に問題はないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、2番：友延委員からも意見があればお願ひします。
2番： 友延委員	事務局と板井推進委員の意見と同じで、狭い所でしたけれども、許可しないとやっぱりだめだと思ったのでオッケーを出しました。よろしくお願ひ致します。
議長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第21号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第21号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の7ページからになります。農用地利用集積計画についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号3番、所在が [] 字 [] 番外 [] 筆、地目が畠、合計面積が

4,829 m²、渡人が [] の [] さん、受人が大分県農業農村振興公社です。

申請番号 4 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆、地目が畑、合計面積が 4,354 m²、渡人が [] の [] さん、受人が大分県農業農村振興公社です。

申請番号 5 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆、地目が畑、面積が 1,755 m²、渡人が [] の [] さん、受人が大分県農業農村振興公社です。

申請番号 6 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆、地目が田、面積が 1,206 m²、渡人が [] の [] さん、受人が大分県農業農村振興公社です。

申請番号 7 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆、地目が田、合計面積が 2,956 m²、渡人が [] の [] さん、受人が大分県農業農村振興公社です。

申請番号 8 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆、地目が田、合計面積が 2,514 m²、渡人が [] の [] さん、受人が大分県農業農村振興公社です。

申請番号 9 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆、地目が畑、合計面積が 4,043 m²、渡人が [] の [] さん、受人が大分県農業農村振興公社です。

大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業により購入し、地域の担い手へ売却予定です。

以上であります。

議長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。

次に、議案第 22 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 22 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき審議を求めます。

それでは、集積表が 19 ページにありますのでご覧ください。

表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 31,462 m²、畑の面積が 25,129 m² の合計面積が 56,591 m² で、利用権を設定する農家数 25 件、利用権の設定等を受ける農家数 13 件で、利用権等の種類別面積のうち賃貸

	<p>借に係る面積 48,010 m²、使用貸借に係る面積 8,581 m²です。</p> <p>詳細につきましては 議案書 10 ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか (ありませんの声)</p>
議長	<p>ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布しております別紙貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 11 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。</p> <p>別紙の農用地貸付調書をご覧ください。</p> <p>1 ページで、借受者、[REDACTED] さんに 1 件の合計面積が 2,889 m² の貸し付けが示されています。</p> <p>2 ページで、借受者、[REDACTED] さんに 8 件の面積が 4,889 m² の貸し付けが示されています。</p> <p>3 ページで、借受者、[REDACTED] さんに 1 件の合計面積が 2,330 m² の貸し付けが示されています。</p> <p>4、5 ページで、借受者、[REDACTED] さんに 16 件の面積が 23,916 m² の貸し付けが示されています。</p> <p>6 ページ目で、借受者、[REDACTED] さんに 3 件の合計面積が 2,867 m² の貸し付けが示されています。</p> <p>7 ページ目で、借受者、[REDACTED] さんに 2 件、合計面積が 1,230 m² の貸し付けが示されています。</p> <p>8 ページ目で、借受者、[REDACTED] さんに 1 件、面積が 525 m² の貸し付けが示されています。</p> <p>9 ページ目で、借受者、[REDACTED] さんに 1 件、面積が 625 m² の貸し付けが示されています。</p>

	<p>10 ページ目で、借受者、[REDACTED]さんに1件、面積が 916 m²の貸し付けが示されています。</p> <p>11 ページ目で、借受者、[REDACTED]さんに2件、面積が 2,954 m²の貸し付けが示されています。</p> <p>12 ページ目で、借受者、[REDACTED]さんに3件、面積が 2,239 m²の貸し付けが示されています。</p> <p>13 ページ目で、借受者、[REDACTED]さんに1件、面積が 487 m²の貸し付けが示されています。</p> <p>14 ページ目で、借受者、[REDACTED]に4件、面積が 4,692 m²の貸し付けが示されています。</p> <p>以上、提案します。</p>
議長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	ないようですので、これを認める事にご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。
	次に、議案第 24 号、非農地証明願についての審議を行います。
	事務局から提案します。
事務局	<p>議案第 24 号、非農地証明願についてです。議案書 21 ページからをご覧ください。</p> <p>申請番号 7 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 外、計 [REDACTED] 筆、地目が田、合計面積 15,696.23 m²、申請人は、[REDACTED] の [REDACTED] さんです。</p> <p>申請の内容は、平成 8 年に農地法第 5 条の許可を受け、ショッピングセンターとして整備し利用されているが、地目変更登記を失念していたので、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。</p> <p>現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。</p> <p>申請番号 8 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目は畠、面積 687 m²、申請人は、[REDACTED] の [REDACTED] さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和 43 年 3 月に農地法の許可を受けて家を建てたが、地目変更登記を失念していたので、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。</p> <p>現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。</p> <p>申請番号 9 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 外、計 [REDACTED] 筆、地目は畠、合計面積 706 m²、申請人は、[REDACTED] の [REDACTED] さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和 17 年に家を建ててから宅地として利用していたが、</p>

	<p>地目変更登記を失念していたとのことで、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。家は取り壊していますが、現況は、[]番地 []が宅地、[]番地 []が公衆用道路となっています。</p> <p>現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。</p> <p>申請番号 10 番、所在が []字 [] 番、地目は畠、面積 94 m²、申請人は、[] の []さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和 43 年 6 月に祖父が家付きの土地として購入したが、地目が畠となっていたため、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。</p> <p>現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。</p> <p>申請番号 11 番、所在が []字 [] 番 []、地目は田、面積 308 m²、申請人は、[] の []さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和 54 年 7 月に家を建てて以来、宅地として利用しているので、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。</p> <p>現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。</p> <p>申請番号 12 番、所在が []字 [] 番、地目は畠、面積 1,063 m²、申請人は、[] の []さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和 60 年頃から耕作できなくなり、山林化してしまったため、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。</p> <p>現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。</p> <p>以上、審議をお願いします。</p>
議長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないのですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号 7 番、9 番につきまして、永野次郎推進委員から意見をお願いします。</p>
永野次郎 推進委員	<p>7 番、9 番につきまして、6 月 22 日に私と中野委員と事務局で、現地を確認に行きました。</p> <p>事務局の説明どおり、問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました、5 番：中野委員からも意見があればお願ひします。</p>
5 番： 中野委員	<p>非農地 7 番につきましては、いま、ショッピングセンターになっているという事で、事務局が説明されたとおりです。</p> <p>非農地 9 番につきましては、昭和 17 年に家を建てており、いま、更地となっており、周囲は住宅地になっておるので、問題はないと思われます。</p> <p>ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	ありがとうございました。

	次に、申請番号 8 番につきまして、6 番：神田委員から意見をお願いします。
6 番： 神田委員	6 月 23 日、事務局と羽矢委員とで現地確認をしました結果、もう、現在、家もそのまま建っておりますし、非農地としての間違いがありませんので、よろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 10 番につきまして、板井伸博推進委員からお願いします。
板井伸博 推進委員	申請番号 10 番につきましては、先程と同じ、去る 6 月 22 日に、事務局、友延委員、私とで現地確認を行いました。説明とおりで、特に問題はありません。以上です。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、2 番：友延委員からも意見があればお願いします。
2 番： 友延委員	事務局と板井推進委員の説明とおり、問題ありません。よろしくお願ひ致します。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 11 番につきまして、平田富和推進委員からお願いします。
平田富和 推進委員	6 月 23 日、事務局 2 名、農業委員、私 4 名で現地確認致しました。 事務局の説明とおり、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議 長	同じく、現地確認をしていただきました、9 番：宗委員からも意見があればお願いします。
9 番： 宗委員	いま、平田委員さんがおっしゃられたとおり、6 月 23 日に確認しましたけど、住宅が建っていて問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 12 番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。
筒井正之 推進委員	申請番号 12 番につきまして、6 月 22 日に事務局、河野委員、そして私で現地を確認しました結果、5 月 24 日に非農地調査をおこなって、皆さんに承認を頂いた箇所の隣接した土地であります。 その土地については、先程事務局から説明がありましたように、もう山林化になって、農地で難しいという事で、申請とおりで問題ないと思われます。 ご審議の程よろしくお願ひします。

議長	同じく現地確認をしていただきました、3番：河野委員からも意見があればお願ひします。
3番： 河野委員	いま、委員からも言われたように、山林化していく人間の手で耕作を元に戻すという事は不可能だと思うので、非農地として証明して大丈夫だと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
3番： 河野委員	質問というのではないんですけど、こここの非農地の証明として、失念という言葉がずっとあががつてきているんですけども、ちょっと一つお聞きしたいのは、じゃーこれを許可を受けて、ちゃんと地目変更をして現在に至っている場合と、それを失念して、いま、非農地証明をもらった場合とどう違いがあるんですかね。 いま言うのは、昭和何年とかのショッピングモールに関しては、平成8年に5条の許可を受けて、ちゃんとその時点で地目変更を行っている場合と、それから何年も経って、いまの時点で失念していたという事で、非農地証明をもらった時の違いというのがちょっと。 何もなければいいんですけど、何かその辺、税制とか分かんないいろんな面で、違いがあれば、ちょっと勉強になりますんで、教えていただきたいなと思います。以上です。
議長	事務局説明して下さい。
事務局	説明させていただきます。 たとえばですね、今回の非農地の9番の昭和17年に家を建てて、地目が畠のまんまだった場合はですね、昭和17年当時は、農地法というのがございませんで、畠の上に家を建てている場合というのが、大いにあり得たんですね。で、そういう場合は、通常は、地目が本人が変えたんであれば、変えた時に、不動産登記法に基づいて、本人が、地目変更登記をしなければならないとは、法律で定められているんですが、本人が地目変更登記を忘れていた場合、意図的にやっていないとかいう場合があります。 今回、■■■の平成8年に許可を受けた分については、通常ですね、所有権移転を伴うものであればですね、転用者が所有者に代わりますんで、転用が出来次第、地目変更登記をするんですが、よくこういった場合、貸借権設定で、借り手地主は代わらないで、上に、上物を建てた貸借権設定の場合、地主さんが、地目変更登記を忘れてたという場合が結構あります。それについてペナルティーとかいうのは、不動産登記法上は、特にそこをですね、ペナルティーとしてあげるっていうのは、あまり聞いた事がないんですけど、

	一応、ペナルティーがあるのは、法律で定められてる以上、登記種目を変更するのが所有者の義務なんで、あるのはあるんですけど。それを、ペナルティーを適用したという話は、あまり聞いた事がありません。ただ、うちが農地転用をして許可を出したら、すぐ税務課の固定資産税の方には、その情報の方はですね、すぐに行きまして、課税としては、固定資産は、宅地とかで課税をされております。
3番： 河野委員	いま、非農地をもらえば、別に問題はないんですね。非農地をもらって変更するという。
事務局	そうですね、その当時の許可証が残っておれば、その当時の許可証をもって、地目変更登記が、現況のとおり、ショッピングセンターになっておれば、許可証をもって、宅地に変える所なんんですけども、おそらく、その許可証が、もう、古い物になると、なくしてしたりして再発行を申請しても、許可証というものが再発行が出来ないもんですから、10年以内のものであれば、許可して10年以内のものであれば、許可済み証明書というもので対応が出来るところで、実際そういう形で許可済み証明書を発行して、地目変更届をやられている方もいらっしゃるんですけども、今回のように10年以上経っているものになると、行政機関としての文書の保存年限がございまして、10年間になっておりまして、10年以上前のものについては、こういったかたちの非農地証明で対応させて頂いて、非農地証明をもって、法務局の方で地目変更登記をするっていうふうに決まっております。
3番： 河野委員	はい、分かりました。 1つ、故意に失念してわざと忘れて何かメリットありますか。
事務局	特にないと思いますね。後が面倒くさくなるだけで、相続の時に発覚したとか、契約貸借がある契約の更新の時に発覚して、アッ、変えてなかつたと気づいたとか、そういう場合がほとんどで、意図的についていうのはあんまり考えられないんですけど。昔、さっきの昭和17年にとかは、意図的なのか、もういいやって感じなのか、とにかく、農地の上に家が建っているのは、所有者本人も承知してたと思われるんで、はい、その位です。
3番： 河野委員	分かりましたすみません。
議長	大変勉強になる質問ではありました。 その他ございませんか。その他なければこれを許可する事に、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)

議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決ました。</p> <p>次に、議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p> <p>議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてです。議案書 24 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、[] 字 [] 番 []、地目は畠、面積が 358 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>転用目的は堆肥舎用地です。</p> <p>申請地は、[] の [] 池の東側約 [] m に位置し、令和 4 年 10 月 7 日許可の農業用施設用地に接しています。</p> <p>利用計画についてですが、譲受人は、肉牛の肥育業等を営む法人で、申請地と、前回許可済みの土地を合わせて、木造平屋建て建築面積 225 m²の堆肥舎を整備する計画です。</p> <p>盛土等は行わず整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはなく、周囲の営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。</p> <p>雨水排水は、自然浸透で処理し、オーバーフロー部分は、西側既設側溝を補修し放流する計画です。</p> <p>申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。</p> <p>また、農地法以外に、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は、建築工事費として [] 円を見込んでおり、県の補助金と預金で賄う計画で、預金分は費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。</p> <p>工事期間は、許可後から令和 6 年 8 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。</p> <p>許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) の才の (イ) で、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合に該当します。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p> <p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>申請番号 7 番につきまして、仲井光吉推進委員からお願いします。</p> <p>事務局の説明とおり、問題ありません。よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>同じく、現地確認をしていただきました、10 番：内田委員からも意見があればお願いします。</p>
議長 仲井光吉 推進委員	
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく、現地確認をしていただきました、10 番：内田委員からも意見があればお願いします。</p>

10番： 内田委員	現地確認の結果、事務局の説明のとおり、問題ありません。審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないとのことです、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	(ありませんの声)
議長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項1、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、5件の報告がございました。議案書の25ページ、26ページになります。</p> <p>いずれも農地中間管理事業の借り換えの分で、次の耕作者が配分計画の方で、先程示されていた分で、皆さん決まっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>この件について、質問等ございませんか。</p>
	(ありませんの声)
議長	ないようですので、次に報告事項2、農地適格法人定期報告について、事務局から報告します。
事務局	<p>報告事項2、農地所有適格法人定期報告について、次のとおり、報告書の提出がありましたので報告します。27ページになります。</p> <p>報告のあった農地所有適格法人は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]です。</p> <p>要件確認書については、別紙のとおりで、農地所有適格法人の要件をすべて満たしています。</p> <p>以上です。</p>
議長	この件について、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議長

ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。
これをもちまして、令和5年度豊後高田市農業委員会第4回総会を閉会します。お疲れ様でした。
それでは事務局より、事務連絡等がありましたらお願ひします。

その他の事項 (別紙配布)

令和5年度農地パトロールの実施について
農業委員会先進地視察研修について
次回（令和5年度：第5回）総会について

午前 10時 52分
令和5年7月7日